

# 米沢市教育委員会 会議録

令和7年3月7日（金）

開会 午前 8時30分

閉会 午前 8時50分

## 1 出席委員

教育長	佐藤 哲	委 員	神尾 正俊	委 員	我妻 仁
委 員	渡邊 美智子	委 員	伊藤 綾子		

## 2 出席職員

教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	石黒 龍実	社会教育文化課長	高橋 稔
教育総務課長補佐	嵐 一成	教育総務課長補佐兼総務主査	佐藤 真英
教育総務課主任	島貫 晶江		

## 3 傍聴人の有無 無

## 4 会議録の承認

令和7年2月6日開催分

## 5 議事

議第8号 令和7年度教職員人事異動の内申について

## 6 報告事項

- (1) 第3期米沢市子ども読書活動推進計画（案）に係るパブリックコメントの結果の追加について
- (2) その他

## 7 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっている。本日の会議の案件については、議第8号は人事案件であるため一部非公開としたいと思うが、ご異議ない

か。

——異議なし——

**教育長** 本日の会議は一部非公開とする。

——会議録の承認——

**教育長** 議決案件に入る。議第8号令和7年度教職員人事異動の内申について説明をお願いする。

**教育指導部長** ——資料により説明——

**教育長** ご質問等いかがか。なければ議第8号令和7年度教職員人事異動の内申について承認いただきてよろしいか。

——異議なし——

**教育長** ご承認いただいた。ここで暫時休憩とする。

——暫時休憩——

**教育長** 再開する。次に報告事項に移る。（1）第3期米沢市子ども読書活動推進計画（案）に係るパブリックコメントの結果の追加について説明をお願いする。

**社会教育文化課長** ——資料により説明——

**教育長** ご質問等いかがか。

**我妻委員** 議会の一般質問は、そもそもパブリックコメントに含めるべきなのか。私はあまり詳しくないが、通常であれば、議会は一般質問や様々な委員会の中で議論して、議員の意見を出していただき、回答を行ったり参考にして取り入れたりしていると思う。それはそれで完結しており、パブリックコメントも単体で完結しているため、わざわざ一般質問での答弁をパブリックコメントに意見として含めることに意味はあるのか。私個人としては入れるべきではないと思うし、議員から求められても、ルールに基づいて、入れないという回答をするべきではないだろうか。

**教育管理部長** 本市でも我妻委員と同じような考え方から、当初はパブリックコメントに含めていなかった。パブリックコメント実施要綱のマニュアルにおいては結果報告書の様式が決まっており、実施する旨の議会への報告をパブリックコメント実施前に行う。それは各常任委員会協議会と市政協議会にて行うわけであるが、この度は11月の総務文教常任委員会協議会と市政協議会にて報告を行った。その場で出た意見や、質問については協議会の結果に載せるというルールになっており、様式も定まっているため、その様式に従って作成し、報告したという経緯がある。そうしたところ、2月の市政協議会において、パブリックコメ

ントの結果報告を行った際に、12月定例会にて子ども読書活動推進に関する一般質問をされた議員から、ぜひ子どもに読書を推進して好きになってほしいという意図から一般質問を行ったのにもかかわらず、今回の報告に載っていないというご指摘を受けた。そのため、今までではパブリックコメント実施だけを取り上げて報告書を作成すればよいという理解をしていたが、その意見を頂戴してから、総務部、パブリックコメント担当の企画調整部と相談を行い、様式にはないものの、そのような意図をもって質問されたということもあり、市民の代表である議員の質問や意見も、最大限パブリックコメントとして取り入れるべきという判断をして、この度は一般質問の内容とそれに対する答弁についても追加した。当初は我妻委員が仰るように入れていなかったが、ご指摘を受けてから府内での調整の中で入れることに決定した。

**教育長** 今後、他の部署で行われるパブリックコメントも議員の意見を取り入れることになるのか。

**教育管理部長** 他の部署でのものも、恐らくそうなると考えられる。

**我妻委員** 様々な議会で議員が計画に関わるような質問をすると、その時に立てた計画のパブリックコメントをまとめる際にもすべて意見を入れなければなくなるということであると思う。議員が強く望まれているのであれば仕方がないかと思うが、一市民としてはあまり筋が良くないのではないかとも思う。

**教育長** 他にはいかがか。なければ（2）のその他についていかがか。なければ5のその他についていかがか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。